

## ふるさとテレワーク推進事業について（平成 29 年度事業実施要領から抜粋）

### 1 目的

ふるさとテレワーク推進事業の実施により、都市部から地方への人や仕事の流れの創出、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの向上、地域の活性化等に貢献し、地方創生や一億総活躍社会の実現に寄与する。

### 2 事業の概要

#### （1）拠点利用者について

本事業で整備する拠点において【地方移動者】（都市部から拠点の設置される市町村へ移住又は長期派遣等で移動し、都市部の仕事をテレワークで行う者）が最低 1 人以上発生し、また、地方移動者が整備した拠点で働く状況が一定期間以上継続することが見込まれること。

（例 1）都市部の企業等の従業員が移動し、都市部の業務をテレワークで行う

（例 2）子育てや親の介護等を理由に、地方へ移動を希望する従業員や個人が、テレワークで都市部の仕事を継続する

なお、必須要件である【地方移動者】のための拠点の整備と併せて、以下に例示するような【地元ワーカー】（整備する拠点の近隣地域の住民で、都市部の仕事をテレワークで行う者）のための拠点整備も可能。

（例 3）クラウドソーシング等を利用し、個人事業主として、又は起業により、都市部の仕事をテレワークで行う

（例 4）都市部の企業等が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

#### （2）業務について

各テレワーカーが本事業で整備する拠点で行う業務については、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 都市部の業務を、テレワークを活用して遠隔で行うこと。
- ・ テレワークを活用した業務が一定期間継続的に行われることが見込まれること。

#### （3）本事業を実施する者に関する要件

地方公共団体、民間企業、大学、NPO 法人等からなるコンソーシアムの代表機関であること。ただし、コンソーシアムには、拠点の設置される地方公共団体及び民間企業等（交付要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する者）をそれぞれ 1 者以上含むことを必須とする。

#### （4）補助対象経費の範囲

- ・ テレワークの実施に必要な不可欠なテレワーク環境の整備費用（イニシャルコスト）に限る。
- ・ 建物等施設の建設等公共事業に分類される経費、整備完了後の拠点の運営費用（ランニングコスト）、その他本事業の目的遂行に直接必要と認められない経費及び一般的に合理的と認められる範囲を超える経費については、補助対象とはならない。

#### （5）補助金の交付額

定額（上限 3,000 万円）

### 3 選定ポイント

#### (1) 本事業の目的に対する適合性

- ア 都市部から地方への人や仕事の流れの創出、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの向上、地域の活性化に資するものとなっているか。
- イ グループウェア、勤怠管理、コミュニケーション等のクラウドサービス機能やアプリケーション等を活用し、都市部の仕事を地方でも行えるふるさとテレワークの円滑な実施が可能か。

#### (2) 本事業を遂行する能力

- ア 本事業を遂行するために必要な人員・体制が構築されており、各機関が事業遂行に必要な能力や経営基盤等を有しているか。
- イ 本事業に関連する企業、地方公共団体等による連携・協力体制が構築されており、各機関の役割と責任が明確化されているか。
- ウ 技術上・制度上実現が可能なものであり、実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含め、本事業の実実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込めるか。

#### (3) 本事業の効率性

- ア 本事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。
- イ 本事業の実施に当たって、既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。

#### (4) 本事業の費用分担の適切性

- ア 過去にICTを活用した取組（国又は地方公共団体その他の団体（以下「国等」という。）のプロジェクトとして指定、委託等を受けた事業等）を実施していた場合、その成果を活用しているか。
- イ 同時期に、国等のICT予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。

#### (5) 本事業終了後の運営計画の妥当性

- 本事業による拠点整備後の拠点利用者数の見通し等の運営計画が継続的なものになっているか。

#### (6) その他

- ア その地域独自の創意工夫が見られるか。
- イ その他特筆すべき内容があるか。

### 4 スケジュール

概ね以下のスケジュールを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成 29 年 5 月～6 月：審査及び採択候補先の選定
- ・平成 29 年 7 月以降：交付決定
- ・平成 30 年 2 月～3 月：実績報告書の提出、額の確定